



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、国の方でどのように技術的な検証が必要か、検討を進めていくが、具体的な考えをお示しいただきたい。</p> <p>また、本市が考える路外駐車場の出入口設置基準の緩和については、駐車場法施行令第7条第2項の規定に基づき、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、次に掲げる項目において、道路管理者及び交通管理者との協議が調った場合を想定している。</p> <p>① 路面電車の停留場は、防護柵等を設けることにより歩行者の安全性を確保すること。</p> <p>② 道路の円滑かつ安全な交通の確保するため、路外駐車場の出入口は左折のみであり、また、道路での駐車進入待ちが生じないようスペースを十分に確保すること。</p> <p>③ 周辺の道路交通量が著しく多く、交通安全上支障があると交通管理者が判断する場合、路外駐車場の出入口の適切な場所に交通誘導員を配置するなどの安全対策を講ずること。</p> <p>以上、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策については、これらの項目を具体的な事例ごとに道路管理者及び交通管理者との協議を調えることで緩和すべきものとする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>〇まがりかどや電停付近であっても現場の状況に応じて、路外駐車場出入口の設置が可能となるよう設置規制を緩和すべきではないか。(駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大等)</p> <p>〇路外駐車場出入口の設置規制の緩和に当たっては、安全確保のための方策を一律に定めること等とはせず、個々の道路状況等を踏まえた柔軟な対応を行えるような形にしていきたい。</p>	<p>駐車場の出入口の設置規制について、当該規制が支障となった具体的な事例について、自治体に対しヒアリングを行うこと。</p> <p>今後、道路管理者及び交通管理者と、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策についてヒアリング結果を踏まえ検討する。</p> <p>検討の結果、道路の円滑かつ安全な交通の確保が可能な場合には、柔軟な対応を行うために、どのような措置が可能か検討していきたい。</p>
<p>地域公共交通網形成計画(以下、「網形成計画」という。)の策定は、各地方自治体へ義務付けられているものではないこと、また、網形成計画は将来に向けた地域公共交通のグランドデザインであって、個々のバス停留所の取扱いについては別途定めるものではないことから、網形成計画とは関係なく、地域の実情に応じ、当該地域の地域交通関係者を変えた地域公共交通会議において合意が得られた場合には認めるべきとする。</p> <p>また、停留所における車両の駐停車に係る取扱いについては、警察庁は各都道府県警察に対して適切な対応を行うよう通達を發出し、国土交通省は、ホームページ上で公開している「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」において記載して周知しているにも関わらず、自家用有償旅客運送の運行主体である各地方自治体にまでこの制度の仕組みが周知しきれていないことから、警察庁及び国土交通省において連携をとりながら、地方自治体及びバス事業者への周知等の実効性ある方法について検討していただきたい。</p>		<p>【新潟市】 地域公共交通網形成計画は、マスタープランとしての役割を果たすものであり、路線に使う車両や停留所の具体的な位置などを定めることは、同計画の性質上難しいと考える。</p> <p>また、再編実施計画については、地域公共交通網形成計画(マスタープラン)を実現するための実施計画であることから、車両や停留所の位置などを定めることはできるが、同計画の策定に当たっては、関係する市町村や区域内の全ての交通事業者からの同意が必要などからも、当市も含め策定が進んでいないのが現状である。</p> <p>そのため、これら上位計画に位置付けないまでも、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたものについては、駐車又は停車ができるよう柔軟に対応していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、地方自治体へ適切に周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>〇警察庁の通達では「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等」に当たり適切に対応する旨が記載されているが、地域公共交通会議・運営協議会で協議が調ったものについても、地元の総意として警察としても尊重する旨、地方公共団体地域交通担当部局及び都道府県公安委員会に周知すべきではないか。</p> <p>〇少なくとも第1次回答で警察庁及び国土交通省より示された周知済みの内容については、実態として、そのことを把握していない地方公共団体が多数あるため、再度周知を図るべきではないか。</p> <p>また、その際は、地方公共団体の地域交通担当部局に確実に周知がなされるよう、手引きへの掲載等のみでなく、当該部局に対し直接通知するべきではないか。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)(に使用される特定の車両について、都道府県警察がその構成員として加えられた道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の地域公共交通会議又は第51条の7の運営協議会で認められた一定の停留所においても、道路運送法(昭和36年法律第105号)に基づき停車又は駐車を禁止する場所の特例について配慮がなされるよう、国土交通省から警察庁に対して依頼する。</p> <p>当該依頼を踏まえ、警察庁から都道府県警察に対し、道路交通の実態に応じて、当該一定の停留所の標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路運送法第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう通達を發出する。</p> <p>さらに、国土交通省においては、法定協議会、地域公共交通会議及び運営協議会において認められた一定の停留所に関する取扱いについて手引きに掲載するほか、地方公共団体の地域交通担当部局に対しても直接周知する。</p>
<p>地域住民の生活の足の維持確保を図る上で、デマンド交通や自家用有償旅客運送等、路線バス以外の交通体系が近年大きな役割を果たすこととなった実情を踏まえ、停留所等の規制に関して、デマンド交通や自家用有償旅客運送等を路線バスと同等に取り扱うことが合理的な場合について検討を行うことが必要と考える。</p> <p>警察庁の通達においては、路線バスと同様にデマンド交通や自家用有償旅客運送等を路線バスの停留所付近に停車することが特例的に可能とされる検討がなされる場合、地域公共交通網形成計画の作成及び実施がなされる際に設定されていると受け止められるが、より幅広く路線バスと同様の取扱いとされるべきである。</p> <p>地域公共交通網形成計画の作成は全市町村でなされるものではなく、他方で地域公共交通会議は、道路運送法施行規則等に基づき地域の実情に即した乗合旅客運送の態様等を協議する場として位置づけられているなど、地域の関係者の合意形成の方法は多様である。このため、地域公共交通活性化再生法に基づく協議に限定せず、地域公共交通会議等で合意形成が図られた際についても対象となることを明確にするべきである。</p> <p>また、停留所における車両の駐停車に係る取扱いについては、これまで警察庁は都道府県警察等に対して適切な対応を行うよう通達を發出し、国土交通省はホームページ上で公開している「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」において記載して周知を行っているが、なお依然として地方自治体への周知は不十分な現状であることから、地方自治体の地域交通担当部局にも取扱いが明確に周知されるよう、改めて適切な対応を行うべきである。</p> <p>加えて、地方自治体が事前に考慮する際の参考とするため、今後停車を認められた事例など具体例についても、周知することとされたい。</p>		<p>【新潟市】 地域公共交通網形成計画は、マスタープランとしての役割を果たすものであり、路線に使う車両や停留所の具体的な位置などを定めることは、同計画の性質上難しいと考える。</p> <p>また、再編実施計画については、地域公共交通網形成計画(マスタープラン)を実現するための実施計画であることから、車両や停留所の位置などを定めることはできるが、同計画の策定に当たっては、関係する市町村や区域内の全ての交通事業者からの同意が必要などからも、当市も含め策定が進んでいないのが現状である。</p> <p>そのため、これら上位計画に位置付けないまでも、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたものについては、駐車又は停車ができるよう柔軟に対応していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、地方自治体へ適切に周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>〇警察庁の通達では「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等」に当たり適切に対応する旨が記載されているが、地域公共交通会議・運営協議会で協議が調ったものについても、地元の総意として警察としても尊重する旨、地方公共団体地域交通担当部局及び都道府県公安委員会に周知すべきではないか。</p> <p>〇少なくとも第1次回答で警察庁及び国土交通省より示された周知済みの内容については、実態として、そのことを把握していない地方公共団体が多数あるため、再度周知を図るべきではないか。</p> <p>また、その際は、地方公共団体の地域交通担当部局に確実に周知がなされるよう、手引きへの掲載等のみでなく、当該部局に対し直接通知するべきではないか。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)(に使用される特定の車両について、都道府県警察がその構成員として加えられた道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の地域公共交通会議又は第51条の7の運営協議会で認められた一定の停留所においても、道路運送法(昭和36年法律第105号)に基づき停車又は駐車を禁止する場所の特例について配慮がなされるよう、国土交通省から警察庁に対して依頼する。</p> <p>当該依頼を踏まえ、警察庁から都道府県警察に対し、道路交通の実態に応じて、当該一定の停留所の標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路運送法第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう通達を發出する。</p> <p>さらに、国土交通省においては、法定協議会、地域公共交通会議及び運営協議会において認められた一定の停留所に関する取扱いについて手引きに掲載するほか、地方公共団体の地域交通担当部局に対しても直接周知する。</p>
<p>(保険料の支払状況報告の義務化)</p> <p>Jの共済又は全国運転代行共済に加入している代行業者については、国の技術的助言により、毎月、両共済からの提供資料に基づき、法第21条第2項に基づき報告徴収を行い、法第12条の損害賠償措置の履行状況を確認しているが、他の保険会社に加入している場合は、当該報告を代行業者に適宜求めなくては確認できない。加えて、保険料が月払いの場合は、毎月、当該報告を都道府県から代行業者に求める必要があり、報告を求めるための事務量が膨大となるだけでなく、損害賠償措置の履行状況の把握が遅延し、代行業者に対する指導を遅くに行うことができない。</p> <p>利用者保護の観点から、損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化は必要であり、条例で規定するにしても、そのための明確な根拠規定を法令に設けるべきと考えるが、第1次回答において、現行の法第21条第2項に基づき条例で規定できることとのことから、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。</p> <p>(料金設定の条例化)</p> <p>料金は民間事業者の経営の根幹に関わるものであり、通常、民間事業者が自由に設定している。代行業者の自制を求めるため、国のガイドラインに「著しい低料金の場合、独占禁止法の不当廉売に該当する可能性がある。」と示されているが、法的根拠なしでは、各都道府県が利用料金についてガイドライン以上の指導を行うことは限界がある。</p> <p>また、平成28年7月に前期運輸支局に対し、条例による料金設定の可否について国土交通省の見解を伺ったところ、現行法では料金に関して条例で規定することはできない旨の回答が示されている。このため、仮に見解を見直す場合であっても、利用者や代行業者に利用者保護を図るための措置であることを理解してもらいたう。料金について条例で規制できる旨を法令上明確に規定願いたい。また、条例で料金に関して規制を設けることの可否に関する検討経緯及び結果について、各運輸局、運輸支局及び地方公共団体に対し、説明をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、法第21条第2項に基づき条例で規定できることとであるが、このことについて地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。</p> <p>〇法律上の根拠規定はなくても条例で最低利用料金等を定めることは可能のことであるが、このことについて地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。また、提案団体によれば、運輸支局から、料金は法第11条により代行業者が個々に決めるもので、県が条例により最低利用料金等の料金設定を行うことはできない旨の見解が示されたこととあり、各運輸局、運輸支局にも本件を周知徹底していただきたい。</p> <p>〇上記周知内容については、代行業者側にも混乱が生じぬよう、周知を図っていただきたい。</p>		<p>損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第2項に基づき、自動車運転代行業者に対しその業務に関し、報告を求める等を行うことによりその目的を達することができる旨、当該報告が定期的に行われるよう、各都道府県において条例で措置することも可能である旨、地方公共団体へ周知する。</p> <p>また、自動車運転代行業は、専ら、地方都市の深夜の歓楽街の酔客という限られた時間・場所・利用者を対象に行われるものであって、時間・場所・利用者問わず行われあらゆる場面において利便性等が確保される必要が係る公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、全体的に一律に同内容の基準を定めるべきではないため、現行法において罰則権のような最低利用料金についての規定は設けられていないこととあるが、料金の過度な競争に伴う安全性の低下を防止する観点から、地域の実情に応じて最低利用料金を定めることは、法律が目的としている利用者の保護にも資することから、条例により措置することは可能である。</p> <p>このことを踏まえ、条例で最低利用料金を規定することが可能である旨、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局等へ周知する。</p>		